○中部地方整備局告示第百九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月十八日

中部地方整備局長　足立　敏之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百五十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）
郡上市八幡町吉野字箱瀬二二番一から同市八幡町稲成字尾崎田一一三一番三まで	前	三四・〇〇～二二六・〇〇
	後	三四・〇〇～二二六・〇〇

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○中部地方整備局告示第百十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月十八日

中部地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十一号及び二百四十八号	可児市今渡字金屋一七二六番一から同市今渡字町一二三四番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○中部地方整備局告示第百十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月十八日

中部地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百五十六号	郡上市八幡町吉野字箱瀬二〇番二から同市八幡町稲成字尾崎田一一三一番三まで	中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○中部地方整備局告示第百十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月十八日

中部地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百五十八号	海津市南濃町太田字山畑四五八番二から同市南濃町太田字垣内九〇八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年四月十八日

○中国地方整備局告示第七十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月十八日

中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	周南市大字戸田字南椿垰九〇二番一から同市大字戸田字南椿垰八九七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年四月十八日

○四国地方整備局告示第九十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月十八日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百九十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
今治市山路字下平五八九番一から同市長沢字宮ノ前甲三七二番一まで	前	一九・〇〇～一四二・五五	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 A	一九・〇〇～一四二・五五	
	後 B・C	二一・四〇～二五八・〇〇	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

二(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十三号及び四百四十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）
愛媛県上浮穴郡久万高原町露峰乙一一六番一から同町露峰甲二八三〇番一まで	前	一〇・六二～二六・八六
	後	一一・八五～二七・五一

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○九州地方整備局告示第九十二号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月十八日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月十八日

九州地方整備局長　吉崎　収

(一) 路線名　九州横断自動車道延岡線

(二) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）
熊本県上益城郡御船町大字高木字山下五二二三番五から同町大字高木字山下五二二三番三まで	前	二四・二三～三一・三〇
	後	二四・八〇～三七・三〇
熊本県上益城郡御船町大字上野字中ノ鶴六二九四番三から同町大字上野字中ノ鶴六二九一番一まで	前	一四・八〇～三二・〇四
	後	一四・八〇～三二・〇四

(三) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○沖縄総合事務局告示第二十九号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき、公告する。

平成二十四年四月十八日

沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

名称　国営沖縄記念公園

位置　沖縄県国頭郡本部町字備瀬

区域　別紙図面のとおり（略）

（内閣府沖縄総合事務局に閲覧所を設け、平成二十四年四月十八日から二週間公衆の閲覧に供する。）

供用開始の期日　平成二十四年四月二十八日